

平野区地域保健福祉計画（案）についてのパブリックコメントに寄せられたご意見と平野区役所の考え方について

No.	項目	ご意見の概要	平野区役所の考え方
1	第3章（P19） 1（2）②	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラバンメイトの取組について、新しい学習指導要領(中学校)には、高齢者との関わりに関する内容が記載されている。平野区の全中学校(11校)で、「認知症サポーター養成講座」を実施することにしてはどうか。教科(家庭科・社会科・道徳科等)と関連させることにより、学びがさらに深まる。家庭科は授業時数が少ないため、養成講座での体験は授業がやりやすくなる。また、地域の担い手づくり、防災にも役立つと思うのでご検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラバンメイトの取組は、地域の高齢者施設や大学、中学校でも実施しています。また、事務局である区社協では、公開講座を行う等、取組を進めています。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期があるため、令和4年度では12回(うち、中学校への実施は1校)実施しています。いただいたご意見を受けて、引き続き区社協と連携して進めていきます。
2	第3章（P25～）	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な数字での目標記載が少なく感じる。 ・保育士の人数が少ないがために起きた悲しい事件が多い。親が働くためにも、また子どもが安全に園での生活を送れるように、保育園の保育士の増員について検討してほしい。大阪市での対応が遅れているなら、大阪市で一番人口の多い平野区が、率先して保育士増員を行い、大阪市を牽引してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期計画の策定にあたっては、第2期計画と異なり目標数値を設定していません。各具体的取組や基本目標については、中間振り返り等で進捗管理を行い、必要に応じて改定を行います。 ・保育施設の運営状況については、各保育園の実態を把握する必要がありますが、現在平野区では待機児童はいない状況です。いただいたご意見については、所管である子ども青少年局に伝えさせていただきます。
3	第3章（P23） 2（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を送るうえで、働く要素は欠かすことができない。障がいのある方の働くことについての記載が見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【P23（3）に追記】 ③就労をめざす障がいのある人が、就労支援等の障がい福祉サービス利用にスムーズにつながるよう、また、地域就業支援のネットワークがより充実するよう関係機関と連携して取り組んでいきます。

No.	項目	ご意見の概要	平野区役所の考え方
4	全体について	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）の中に課題と今後の取組の方向性について記載があったが、障がいのある当事者の家族としても、福祉に関わる人の熱意と行動が背景にあり心強い。なかなか相談できず、一人で悩んでいる人もいる。区役所や、地域の人、障がい者基幹相談センター、エルム大阪、病院の医師や看護師、学校の教員、同じ悩みを持つ保護者の会の人、ケースワーカー、グループホーム、訪問看護、移動支援の事業所の人等の支え、国や府、大阪市のきめ細かい支援があり、今があると思っている。辛かった生活から、少しずつ変わり、明るい未来も想像できるようになり福祉の力は素晴らしいと思う。社会には困っている人に心を傾け、寄り添う人がおり心から感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の理念である「すべての人と人がつながり、支えあうまち平野」をめざして、区民のみなさんに周知しながら様々な取組を進めていきます。
5	第2章（P13）	<ul style="list-style-type: none"> 「住み慣れた地域で暮らし続けていけることが大切」とあるが、そのために介護保険法や障害者総合支援法があると思う。そのサービスを受けようとして申請しても、認定に時間がかかりすぎており、必要な時にサービスを受けることができない状況ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用については、介護度や区分、支給量の審査が必要となり、医師からの意見書を求めたり訪問等による心身の状況調査、専門家による認定審査等、区分の決定には時間を要する仕組みであることを区として課題認識しています。いただいたご意見については、所管である福祉局に伝えさせていただきます。
6	第3章（P23） 2（3）①	<p>地域活動協議会の活動があっても障がいのある当事者へ声をかけてもらえない。行事がある時には参加できるように働きかけてもらいたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地域活動協議会として取り組んでいただく活動分野の1つに「福祉に関する分野」があります。一方で、地域の担い手からも「地域の中に障がいのある人がいることは理解しているが、どのように接して良いか分からない」とのご意見もあります。地域活動の担い手を含めて、障がいのある人もない人も各事業に参加できるよう、各地域活動協議会とまちづくりセンター・区役所・区社協が連携して取り組んでいきます。

No.	項目	ご意見の概要	平野区役所の考え方
7	窓口のこと	<ul style="list-style-type: none"> 区役所地域福祉担当へ電話しても、すぐに来てくれない。また、障がい担当の職員の仕事が多いと思う。窓口で用事で行った時も、ていねいに説明してくれるが、他の用事で待つ人よりも時間がかかっていた。分担のことは分からないが、そういう状況では、適切なサービスの対応ができていないと思うので、職員の体制を整備すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所として、来庁者の待ち時間の減少の取組を以前から進めていますが、職員の数に限りがあり、また、対応内容についても多岐にわたり、制度によっては多くの時間を要する内容もあります。引き続き、窓口サービスの向上に努めていきます。
8	第3章（P30） （2）	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティが必要なのはあたり前のことであり、毎年の豪雨や台風等の気象状況を思えば、重要度は増しているのではないかと。町会への加入世帯も減っていて、その状況は前から続いているのに、区役所からはチラシを配っているとのみで、具体的な提案もない。このような時代であるからこそ、町会への加入をもっと進めるべきで、区役所ももっとプッシュが必要ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 近く起こるとされている南海トラフ地震への備えだけでなく、台風等の風水害の備えは必須であり、様々な広報を活用して「自助」の重要性とともに、地域と協働した防災訓練等の「共助」の取組を進めています。また、区役所として共助を大きく担う町会・自治会の加入率の低下は地域コミュニティの維持にとって喫緊の課題と認識しています。町会・自治会への加入促進について、まちづくりセンター・区役所が連携して進めていきます。
9	第3章（P31） （3）	<ul style="list-style-type: none"> 地元のボランティアがなかなか広がらない。そもそも活動の機会も随分以前からは減少しており、その中で新たにボランティアを見つけることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの地域福祉活動の担い手であるボランティアの高齢化が課題と聞いています。ボランティア活動のやりがいや地域福祉活動の意義について様々な周知に取り組んでいく必要があります。ボランティア市民活動センターを開設している区社協と連携して進めていきます。